

13 住警器の合格表示

住警器は、平成 26 年 4 月 1 日から検定対象機械器具等とされました。

平成 31 年 4 月 1 日以降は、総務大臣による型式の承認（型式承認）を受け、日本消防検定協会又は登録検定機関が行う承認を受けた型式に適合しているかの検査（型式適合検定）に合格し、合格の表示が付された住警器でなければ、販売、陳列及び工事への使用が法律で禁止されています（既に住宅に設置されている住警器は引き続き使用して問題ありません。）。

【合格表示等】

○ 型式番号

日本消防検定協会又は登録検定機関において、製品の形状、構造、材質、成分及び性能が、技術上の規格に適合していることの試験を受けたうえで、総務大臣により型式承認を受けたものに付与される番号です。

『住警第〇〇 ～ 〇〇号』のような形式で表記されます。

○ 型式適合検定合格の表示

日本消防検定協会又は登録検定機関の型式適合検定に合格した製品には、次のような検定合格の表示がシール又は印刷等により付されています。



型式適合検定合格の証票
(大きさ:外径8mm)

【NS マーク】

住警器が平成 26 年 4 月 1 日に検定対象機械器具等となる以前から日本消防検定協会では品質評価として住警器が技術ガイドライン等に適合しているかを評価し、合格したのものには「NS マーク」を表示していました。平成 31 年 3 月 31 日までは経過措置として検定合格品以外のものでも販売等が認められていたことから、既に住宅に設置されている住警器には NS マークの表示がされているものが多数あります（なお、品質評価は任意受検であったため、一部に表示のない住警器もあります。）。



☒：NSマーク（認証マーク）